

作成日：2014年11月21日

香 港

特許庁の所在地

Intellectual Property Department of Hong Kong,
Special Administrative Region of China

24th & 25th Floor,
Wu Chung House,
213 Queen' s Road East,
Wan Chai,
Hong Kong

TEL: 852- 2961 6888

FAX: 852- 2838 6276

Website : www.ipd.gov.hk

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT 出願経由香港特許出願手続
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO 条約)
- (4) 世界貿易機関設立協定 (WTO)
- (5) 国際特許分類に関するストラスブール協定

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

実施しておりません。

3. 現地代理人の必要性有無

香港に居住していない出願人は、登録された代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

香港知識産業協会

Room 908, Yen Sheng Centre,

64 Hoi Yuen Road,

Kwun Tong, Kowloon,

Hong Kong

電話：852-23422938

Website: <http://www.hkipa.org>

5. 出願言語

英語又は中国語です。

6. その他関係団体（連絡先）

JETRO HONGKONG CENTER

Room 4001, 40/F., Hopewell Centre,

183 Queen's Road,

Wan Chai,

Hong Kong

China

電話：852-2526-4067

Fax：852-2868-1455

7. 特許情報へのアクセス

<http://www.ipd.gov.hk>

<http://ipsearch.ipd.gov.hk/patent/index.html>

特許制度

1. 現行法令について

2010年2月26日施行の特許条例が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 香港は、中国の主権の下にあります。香港で特許の保護を受ける場合には、香港の特許庁に出願をしなければなりません。即ち、中国で取得した特許は香港には及びません。

(2) 特許の種類

2種類の特許があります。①標準特許 (Standard patent) 、と②短期特許 (Short-term patent) です。

①「標準特許」とは、香港特許庁に直接出願するものではなく、指定された特許庁にされた出願 (Filing of the designated patent application) に基づいて付与される特許をいいます。

なお、指定された特許庁とは、中国特許庁、英国特許庁及び欧州特許庁 (英国を指定する EPC 出願) をいいます。

従って、標準特許の保護を求める場合には、まずこれらの特許庁に出願をする必要があります。

②「短期特許」とは、香港特許庁に直接出願し、新規性等の特許要件の審査は行われず、方式的要件についてのみ審査され付与される特許をいいます。

以下、「標準特許」と「短期特許」に分けて説明します。

(3) 標準特許の保護を求める場合：

①標準特許により特許の付与を求める場合、指定された特許庁における出願の公開日から6ヶ月以内に、先ず香港特許庁に記録請求手続きをとる必要があります (A Request to Grant) (第一段階手続きです)。

必要な書類は次の通りです。

なお、記録請求手続きは英語又は中国語でもってすることができます。

指定特許庁の出願が中国出願の場合でも、英語で手続きをすることが可能です。

(a) 所定の願書 (Request to record the application) :

出願人の名称及び住所、発明の名称 (英語及び中国語にて) 、指定された特許庁の出願の出願番号・出願日及び公開番号・公開日、発明者の氏名及び住所、優先権主張の情報、新規性喪失の例外の適用を受けている場合にはその旨等を記載します。

(b) 指定された特許庁により公開された明細書・クレーム・要約及び必要な図面の写し：

この写しには、公開された明細書、クレーム、図面、要約又はサーチレポートの写しを含みます。

英語又は中国語のいずれの言語でも可能ですが、要約は英語及び中国語の双方が必要です。

(c) 基礎となる指定された特許庁における出願の出願人と異なる者が標準特許出願をする場合には、その者が特許を受ける権利を有する旨を説明した説明書 (Statement)、及び譲渡証 (又はその説明書をサポートする他の書類) の提出が必要となります。

(d) 提出される書類のリスト (List of documents filed)

(e) 所定の出願料金等の納付 (Payment of the required filing fee and advertisement)

なお、委任状の提出は不要です。

② 上記手続後、指定された特許庁における実体審査が完了し、特許になった場合に特許の登録日から6ヶ月以内に、又は指定された特許庁の出願の記録の請求の香港における公開から6ヶ月以内 (その期限が遅く満了する場合) に、登録請求をすることが必要です (A Request for Grant & Registration)

(第二段階手続きです)。必要な書類は次の通りです。

(a) 所定の登録・特許付与願書 (Request for registration and grant) :

出願人の名称及び住所、指定された特許庁の出願の登録を請求する出願番号、公開番号及び公開日、出願人が登録簿に標準特許の出願人として記載される者であるか否かの表示、発明の名称 (英語及び中国語双方にて)、特許の公告番号及び公告日の情報を記載します。

(b) 指定された特許庁における特許された明細書・クレーム・要約及び必要な図面の写し (A copy of the published specification of the designated patent)、及び指定特許庁で発行された真の書類の写しである旨の確認書の提出。

(c) 登録請求する者が標準特許の出願人として登録簿に記載されている者と異なる場合、特許を受ける権利を承継した旨を説明した書面、及び譲渡証又は他の書類の提出が必要となります。

(d) 所定の登録料金等の納付 (Payment of the required filing fee and the required advertisement fee)。

(4) 短期特許の保護を求める場合

① 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、発明者の氏名及び住所、発明の名称 (英語及び中国語にて)、優先権を主張する場合は最初の出願の情報、特許付与の延期を求める場合にはその旨、及び新規性喪失の例外を求める場合にはその情報等を記載します。

②明細書、クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

明細書及びクレームは、英語又は中国語による提出が可能です。

要約は、英語及び中国語が必要です。

③必要な図面 (Drawings)

④優先権証明書 (Priority Document)

- ・ 出願日から3ヶ月以内に提出することができます。
- ・ 優先権証明書の英語による翻訳文の提出が必要です。

⑤委任状

提出は不要です。

3. 料金表 (単位：香港ドル (HK\$))

(1) 標準特許の場合：

| | |
|------------------|-----|
| ① 第一段階手続の登録申請料金 | 380 |
| ② 公開請求料金 | 68 |
| ③ 第二段階手続の登録請求料金 | 380 |
| ④ 公告請求料金 | 68 |
| ⑤ 5年経過後の出願維持年金料金 | 270 |
| ⑥ その後の出願維持年金料金 | 270 |
| ⑦ 3年経過後の特許年金料金 | 540 |
| ⑧ その後の特許年金料金 | 540 |

(2) 短期特許の場合：

| | |
|------------|-------|
| ① 出願料金 | 755 |
| ② 公開料金 | 68 |
| ③ 存続期間の更新料 | 1,080 |

4. 料金減免制度について

料金減免制度の規定が存在するか不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査はありません。

標準特許の場合は、指定された特許庁の出願に基づいて香港において登録されます。

短期特許の場合は、方式的要件についてのみ審査されます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されています。

標準特許の場合は、香港において記録請求がされ、方式審査後に記録請求が公開されます。

短期特許の場合は、特許付与後速やかに公開されます。

7. 審査請求制度の有無

実体審査制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

上述しましたように、香港においては「標準特許」及び「短期特許」のいずれについても、実体審査は行われません。方式的要件を満たせば特許付与が行われます。

(1) 標準特許の手続き (A Request to Record & A Request for Grant) :

(A) 第一段階における手続きの内容

① 中国出願又は英国出願、若しくは EPC 出願の出願公開日から 6 ヶ月以内に、香港で記録の請求手続きをする必要があります。

この手続きが、香港で登録を受けるための最初の手続的要件となります。

なお、この 6 ヶ月の期間は延長することができません。

② 記録の請求に出願日が付与され、及び必要な料金が納付された後、記録請求は方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。

不備が発見された場合には、不備を是正するため 2 ヶ月の期間が与えられます (なお、この期間は 2 ヶ月間延長することができます。)

出願人の応答が不十分であった場合には、標準特許出願は拒絶されます。

出願人が期間内に適切に応答しなかった場合には、出願は取下げられたものとみなされます。

③ 全ての方式的要件を満たした場合、指定特許出願は記録され、記録請求の詳細な情報が原簿に登録され、記録請求は公開され、又公表の通知が官報に公告されます。

このように、記録請求が方式的要件を具備した場合には、記録請求が公開され、指定特許出願の明細書、クレーム、サーチレポート等も公表されます。

④ 維持年金の納付

出願が公開された後、指定特許出願の出願日から 5 年満了時に最初の維持年金を納付する必要があります。

(B) 第二段階における手続きの内容

① 第一段階で基礎とした指定特許出願の特許付与の日から 6 ヶ月以内に、登録付与の請求手続きをする必要があります。

この 6 ヶ月の期間も延長することができません。

なお、指定特許出願が、香港において指定特許出願の記録請求が公開された日から 6 ヶ月以内に特許付与された場合には、記録請求の公開日から 6 ヶ月以内に登録付与の請求手続きをすることができます。

② 方式的要件を満たした場合は、指定特許が登録され、公告された指定特許の明細書に示された発明について標準特許が付与されます。

その後、標準特許の証明書 (Certificate of the standard patent) が特許権者に送付され、登録付与の通知が官報に掲載されます。

- ③なお、標準特許の付与後、その標準特許の出願日は指定特許出願の出願日とみなされ、特許の効力は標準特許が香港特許庁の官報に公告された日から発生します。

また、標準特許が登録された後は、原則として指定特許の存続とは独立して存続し、その特許の有効性は香港の裁判所においてのみ争うことができます。

④明細書等の補正：

標準特許の付与前、及び標準特許の明細書の公告の準備が完了する前に、出願人は自発的に出願を補正することができます。

但し、発明の名称、要約、クレーム又は明細書についての補正は、出願が公開されており、且つその補正が指定特許出願について行われた補正である場合に限られます。

⑤分割出願

指定特許出願の記録請求が香港において公開され、且つ拒絶、取下げ又は取下げられたものとみなされておらず、分割出願が指定特許出願の出願人又はその承継人によってなされた場合、その指定親特許出願に基づく標準特許における香港の出願人は、分割指定特許出願の公開日から6ヶ月以内、又は指定親特許出願の香港での記録請求の公開日から6ヶ月以内（何れか遅く満了する期間内）に、香港において分割指定特許出願を記録する旨の請求をすることができます。

(2) 短期特許の手続き：

- ①上述しましたように、短期特許出願は方式的要件の審査のみで、実体的要件についての審査（新規性、進歩性、又工業上利用性）は行われませんが、出願と同時に新規性調査報告書 (Novelty Search Report) を提出する必要があります。

加えて、登録官は発明の公開や実施が公共の利益に反するであろうとの見解を有する場合には、出願を拒絶することができます。

なお、調査報告書は中国特許庁、英国特許庁、EPO 又は PCT 条約第 16 条による国際調査機関により作成された報告書を意味します。

調査報告書が英語又は中国語でない場合には、これらのいずれかの言語の翻訳文が必要になります。

- ②出願がされた後、特許庁は先ず出願日を確保するために満たすべく基本的要件について、及び出願料金等 (the filing fee and advertisement fee) が期限内に納付されたか否かについて審査します。

基本的要件を満たしていないと判断された場合、補正指令が発せられ出願人はその発行日から1ヶ月以内に補正をすることができ、期限内に補正を怠る

と出願は放棄されたものとみなされます。

- ③出願の基本的及び方式的要件を満たしていると判断された場合には、短期特許の付与が行われ、特許の内容や特許権者、発明者の出願内容が公衆の縦覧に供せられ、登録された旨が特許庁の官報に公告されます。
- ④特許付与前まで、明細書等の補正をすることができます。
- ⑤分割出願は、短期特許の公表の準備が開始される日まですることができます。
- ⑥登録官の決定に対して不服がある場合、裁判所に不服申立てをすることができます。

(3) 登録要件

主な登録要件は次の通りです。

① 不特許事由

以下の事項は特許を受けることはできません。

- (a) 発見、科学的理論及び数学的方法の場合
- (b) 美術的創作物の場合
- (c) 精神的活動、又は遊戯を行うための規則又は方法の場合
- (d) コンピュータプログラムの場合
- (e) 情報の提示の場合

なお、短期特許の場合、ビジネスを行うための方法の発明については特許を受けることができます。

② 新規性

技術水準の一部を構成しない場合、発明は新規性を有します。

なお、技術水準とは出願日（又は優先日）前に、書面、口頭による説明、使用により、世界のいかなる場所において公衆に利用可能となった全てのものをいいます（絶対的新規性の採用）。

< 新規性喪失の例外 >

次の場合は、新規性喪失の例外が認められます。

(1) 標準特許出願の場合

- (a) 指定特許の出願日前 6 ヶ月以内に出願人に対する明らかな悪用 (evident abuse) の結果として、発明が公表された場合
- (b) 指定特許の出願前 6 ヶ月以内に正式に認められた国際的な博覧会に発明が展示された場合（なお、当該指定特許庁の法律上の手続的要件を満たす必要があります。）

(2) 短期特許出願の場合

- (a) 発明の開示が、出願日前 6 ヶ月以内に出願人に対する明らかな悪用である場合
- (b) 出願前 6 ヶ月以内に正式に認められた国際的な博覧会に発明が展示された場合（なお、発明が展示された説明を含み、関係機関により発行され

る証明書の提出が必要となります。)

(4) 早期審査や異議申立制度の規定はありません。

(5) 特許の取消 (Revocation)

上述しましたように、標準特許及び短期特許共に香港において実体的な審査は行われません。

しかし、以下の場合、原則として、何人も (any person) 特許の取消を裁判所に請求することができます。

<主な取消理由>

- ①特許を受けることができない発明に特許された場合
- ②特許を受ける権利を有さない者に特許が付与された場合
- ③明細書に記載の発明が開示不十分であった場合
- ④出願当初に明細書に記載された発明を超えて特許された場合
- ⑤二重特許の場合
- ⑥標準特許の場合、対応指定特許が取消された場合

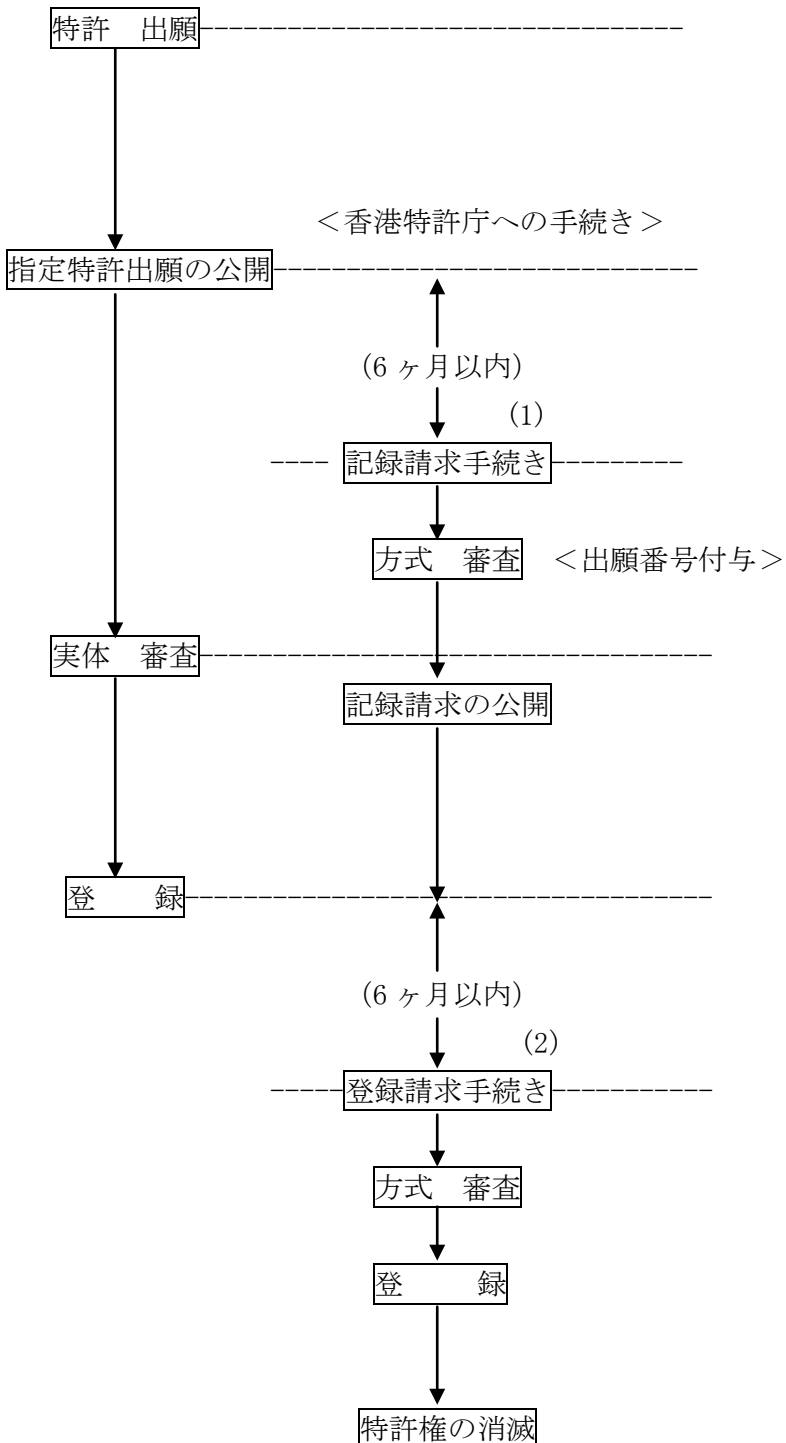
特許出願から登録までのフローチャート

(標準特許手続の場合)

< 指定特許出願の存在 >

中国出願・EPC 出願・英国出願

PCT 出願も含む



(指定特許出願の出願日から 20 年)

9. 特許権の存続期間及び起算日（権利の起算日）

- (1) 標準特許の存続期間は、指定特許出願の出願日から 20 年です。
- (2) 短期特許の存続期間は、出願日から 4 年です。
但し、4 年間 1 回に限り延長することができ、最長期間は、出願日から 8 年となります。
- (3) 出願維持年金：
標準特許の場合、香港における記録請求の公開後、指定特許出願の 5 年経過後に納付する必要があります。
- (4) 特許年金：
指定特許出願日から 3 年経過後、標準特許付与後に納付する必要があります。

10. PCT 出願経由香港特許出願手続

- (1) 標準特許出願の場合：
PCT 出願経由により、香港で特許の保護を受けるためには、まずは PCT 出願経由中国、英国の国内段階移行手続き、又は EPC 出願の移行手続きを行うことが前提となります。
- (2) 短期特許出願の場合：
PCT 出願経由により、香港でこの短期特許の保護を受けるためには、中国を指定する実用新案の保護による PCT 出願がベースとなります。
この場合には、PCT 出願が中国国内段階移行した日から 6 ヶ月以内に、香港における短期特許出願手続きをする必要があります。

11. 出願から登録までに留意すべき事項

- (1) 手続言語：
 - ① 標準特許出願の場合
指定特許出願が中国出願であった場合、香港における標準特許申請手続きは中国語又は英語ですることができます。
但し、発明の名称及び要約は中国語及び英語を提出すべきであるとされております。
 - ② 短期特許出願の場合
出願の全ての部分は、同一の言語によるべきとされております。
但し、発明の名称、要約及び書誌的事項は常に中国語及び英語の双方が必要となります。
出願がされた言語が、特許庁に対する手続言語となります。
- (2) 出願の際：
 - ① 上述しましたように、香港で発明の保護を受ける場合には、原則として先ず中国出願又は EPC 出願若しくは英国出願をする必要があります。

従って、これらの国を含む香港出願が決定した場合には、中国出願及びEPC出願等のそれぞれの現地代理人に対する出願依頼書（オーダーレター）に、香港出願もする予定がある旨を、予め明記しておくことを勧めます。

出願依頼書にその旨の明記をしておけば、中国出願又はEPC出願等が公開された際に、現地代理人から香港出願手続きの要否について確認を得ることができ、出願人自身による期限管理と併せて、結果として二重の期限管理が可能となるからです。

- ②上記の場合において出願人から見ると、香港出願の手続きを中国出願経由で進めるべきか、又はEPC出願等経由で進めるべきか、その判断が困難な場合があります。

その判断に際しては、以下の事情を考慮する必要があります。

(a) 両国の出願が特許になった場合に、どちらの出願内容が出願人からみて満足的なものか

(b) 香港で手続きを採る際に、どちらの出願を経由した方がより経済的に有利か。

なお、費用的に見ますと、中国出願経由の方がEPC出願経由の場合よりもはるかに低額とされます。

なお、判断が困難な場合には両国の出願を経由して香港出願手続きをする方法も考えられます。

- ③上記①との関係で、香港における手続きは第一段階手続き及び第二段階手続きの2回の手続きを採る必要がありますので、手続期間を徒過しないよう十分留意する必要があります（この手続期間は延長することができません）。

(3)登録後：

上記②との関係で、中国出願及びEPC出願等の両国経由で手続きを採り、それぞれの特許が香港で登録された場合、ダブルパテントの問題が生じます。

この場合には、これらの特許を維持し次回年金納付の際にいずれか一方の特許に対して年金不納とすることにより、一方の特許を維持する方法と採ることが得策かと思われま

意匠制度

1. 現行法令

2012年2月17日施行の意匠条例が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書（中国語又は英語）

出願人の名称及び住所、組物の意匠の場合その旨、優先権主張の情報及び香港における書類送達のための宛先（Address for Service）等を記載します。

(2) 意匠の表現物（ロカルノ分類の同一分類に属する意匠については、一出願に複数の意匠を含めることができます）

(3) 委任状

提出の必要はありません。

(4) 優先権証明書及び訳文（出願日から3ヶ月以内）

(5) 出願人の権利承継を説明する陳述書（出願人が創作者ではない場合）

3. 料金表（単位：香港ドル）

(1) 意匠出願

①組物でない意匠出願（各物品につき） 785

②組物の意匠出願 1,570

*組物でない複数意匠出願

①1番目の意匠の1番目の物品 785

②2番目以降の各物品 590

(2) 補正 170

(3) 異議申立料金 590

(4) 譲渡・ライセンス 590

(5) 閲覧許可請求 170

(6) 更新（5年毎）申立料金

①1回目 1,230

②2回目 1,860

③3回目 2,740

④4回目 4,170

4. 料金減免制度について

料金減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

原則として新規性等の実体審査は行われません。但し、新規性等の不登録事由に該当することが明らかな場合には、審査官は出願を拒絶することができます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

7. 出願審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの流れ

(1) 無審査ですので、方式要件を充足すれば意匠登録されます。但し、新規性等の不登録事由に該当することが明らかな場合には、審査官は出願を拒絶することができます。

(2) 登録を受けることができない意匠に対して登録された場合には、異議申立てや取消 (Revoke) の対象になります。

(3) 出願は最初に出願日を得るために必要な要件 (Minimum requirements) を満たしているか否かについて審査されます。

上記要件を満たしていると判断された場合、出願日が付与されます。

(4) その後、出願が方式的要件 (Formal requirements) を満たしているか否かについて審査されます。

方式的要件に不備が発見された場合、出願人にその旨通知され、出願人は当該通知日から3ヶ月以内に補正をすることができます。

応答しなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。

出願人の応答が不十分であると判断された場合には、出願は拒絶されます。

(5) 出願が登録されるまでは、出願当初の記載範囲内で補正をすることができます。

また、2以上の意匠・物品を包含している場合には、出願を分割することも認められています。

(6) 意匠登録出願が登録すべきものである場合には、登録原簿に登録されます。その後、意匠権者には登録証が発行され、意匠公報が発行されます。

意匠出願が拒絶された場合には、裁判所に対して不服申立てを行うことができます。

(7) 不登録事由

① 先ず、新規な意匠については他の要件を具備することにより、登録を受けることができます。

② 意匠とは、工業的方法により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特

徴であって、完成物品において視覚に訴え、且つ視覚で判断されるもの、と定義されております。

但し、物品の形状又は輪郭の特徴で、当該物品が果たす機能のみにより決定付けられるものは、含まれません。

③出願に係る意匠が、先願により登録された意匠又は出願日前に香港又は他の場所で公表された意匠と同一である場合、又は相違点が重要でない細部又は取引において通常に使われている変形としての特徴のみにある場合は、新規なものとみなされません。

④更に、ある種類の物品を取得又は使用する者により、美的な外観が重視されず、意匠が物品に対して適用されても美的観点が重視されないと思われる場合には、そのような物品に関し意匠登録を受けることはできません。

④意匠の公表又は使用が公序良俗に反するおそれがある意匠は、登録を受けることができません。

⑤新規性に関しましては、絶対的新規性が採用されております。

なお、一定の場合、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠が公表された場合、又は国際的博覧会に意匠を出品した場合等に対して新規性喪失の例外が認められます。

(8) 異議申立て

①登録後2ヶ月以内に、何人も登録官に対して異議申立てをすることができます。

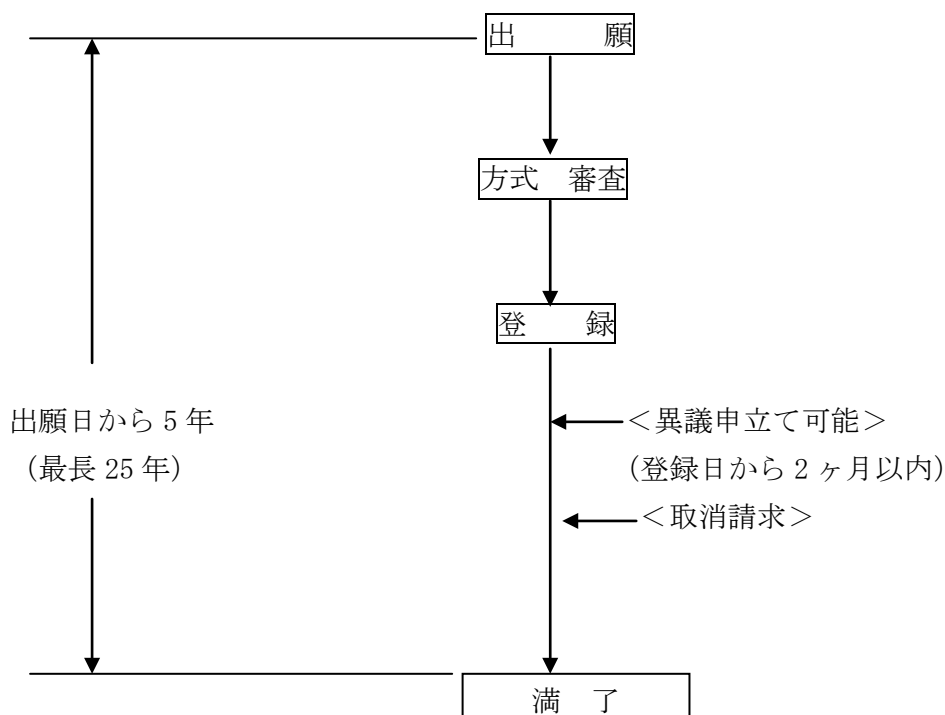
②異議申立書の提出と同時に、異議申立人は異議申立書の副本を出願人に送付する必要がある、出願人は申立書受領日から3ヶ月以内に答弁書を提出することができ、同時にその写しを異議申立人に送付します。

③出願人が答弁書を提出した場合、異議申立人は3ヶ月以内に異議申立の理由をサポートする証拠を提出しなければなりません。

証拠が提出されない場合、異議申立は放棄されたものとみなされます。

④当事者からの証拠書類の提出が完了した後に、登録官はヒヤリングのために日時を設定します。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

(1) 意匠権の存続期間は、出願から5年です。

(2) 5年毎に4回の更新が可能ですので、存続期間は最長25年となります。

更新料金は、5年の登録期間満了前の3ヶ月の期間内に納付しなければなりません。

なお、割増料金を納付することにより6ヶ月の猶予期間が定められております。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

取消に関して：

新規性等の不登録事由は審査されずに登録されますので、登録後の取消制度を採用しております。主な取消し事由は以下の通りです。

<取消し事由>

- ①意匠の定義に適合しない（彫塑作品、壁掛け用銘板、コンピュータプログラム、レイアウト・デザインなど）
- ②新規性のない意匠
- ③公序良俗に反する場合

<新規性>

先願に係る意匠と同一でない、出願意匠が出願前にいずれの国でも公表されていない場合には、新規性があるものとされます。

④冒認より意匠が登録された場合

商標制度

1. 現行法令について

2010年2月26日施行の商標条例が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書

出願人の名称及び住所、優先権主張の場合はその情報、及び団体商標、音商標 (Sound mark) 又匂い商標 (Smell mark) 等を主張する場合にはその旨を表示します。

(2) 商標を使用する商品または、サービス及びその区分

(3) 商標見本

(4) 商標の使用に関する陳述書 (使用する意図を有している旨)

(5) 優先権証明書 (要求された場合のみ)

3. 料金表 (単位: 香港ドル)

(1) 出願手数料

① 1区分 1,300

② 2区分目以降 650

(2) 防護商標出願料

① 基本手数料 1,500

② 2区分目以降 750

(3) 連続商標出願料

① 基本手数料 650

② 2区分目以降 1,300

(4) 期間延長請求料金 200

(5) 異議申立て 800

(6) 更新登録料

① 1区分 3,000

② 2区分目以降 1,500

(7) 調査請求 200

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

香港では、一商標多区分制が採用されております。

(1) 商標出願は、方式的要件、不登録事由、先願登録商標に抵触するか否かについて審査されます。主な不登録事由（絶対的不登録事由及び相対的不登録事由）は以下のとおりです。

<絶対的不登録事由>

- ①他の商品や役務から識別することができない商標
- ②記述的標章のみからなる商標
- ③商品自体の性質から生じる形状のみからなる商標
- ④道徳に反する或いは公衆を欺く恐れのある商標
- ⑤法律により香港において使用が禁じられている商標
- ⑥国旗や記章又はこれらのそのデザインからなる商標

<相対的不登録事由>

- ①他人の登録商標と同一又は類似であって、同一又は類似の商品について使用される商標
- ②同一の商品又は役務若しくは類似する商品又は役務に関して、周知商標と同一又は類似する商標で、誤認混同を生ずるおそれのある商標

(2) 方式的要件審査

- ①方式的な不備があった場合、出願人は2ヶ月以内に不備を是正すべく通知を受けます。
- ②出願様式や商標見本に関する不備が、2ヶ月以内に是正されなかった場合、出願はされなかったものとみなされます。
他の方式的な不備が2ヶ月以内に是正されなかった場合は、放棄されたものとして取り扱われます。
- ③出願料金や追加の区分料金が出願時の納付されなかった場合、出願人は2ヶ月以内に納付するよう要請され、応答しなかった場合出願は放棄されたものと扱われます。
- ④方式的要件を満たした場合、出願は登録要件に合致しているかどうか審査されます。

(3) 登録要件の審査

①商標出願が不登録事由に該当するときは、出願人にその旨が通知され、意見書及び補正書を提出する機会が与えられます。応答期限は6ヶ月以内ですが、1回に限り3ヶ月間の延長が認められています。

②上記期限内に応答しなかった場合には、出願は拒絶されます。

③上記応答期限内に出願人が補正書等を提出した後、登録官が登録要件を依然として満たしていないと判断した場合、出願人にその旨通知され通知日から3ヶ月以内に補正書等を提出することができます。

この期間は、請求により次の場合には更に3ヶ月又はそれ以上の期間、延長することができます。

(a) 相対的な不登録事由の場合において、出願人が当該先の商標権者の同意(Consent)を得るために、又は譲渡(Assignment)してもらうために、若しくは先の登録商標に関して取消や無効手続きが係属中で、より時間が必要な場合。

(b) 商標の使用の証拠を提出するために準備が必要である場合、又は例外的な状況の場合。

④出願人が応答を怠った場合、又は意見書及び補正書が提出されてもなお不登録要件が解消されていないと判断されたときは、拒絶の査定がなされます。

⑤商標出願が不登録事由に該当しない場合には、出願は受理され(Accepted)、出願の詳細が公告されます。

出願公告日から3ヵ月間、異議申立が認められています。異議申立がなかった場合、又は異議申立が成立しなかった場合には商標出願は商標登録され、公報に掲載され出願人に登録証が発行されます。

(4) 異議申立てに関して

①出願公告の日から3ヶ月以内に、何人も登録官に異議申立てをすることができます。なお、この期間は2ヶ月間の延長が認められます。

②異議申立てをする場合には、異議理由の説明を含まなければなりません。

③異議申立てと同時に、申立人は出願人に申立書の副本を送付しなければなりません。副本を受領した出願人は3ヶ月以内に答弁書を提出しなければなりません。

④出願人が答弁書を提出しなかった場合には、出願は取下げられたものとみなされます。

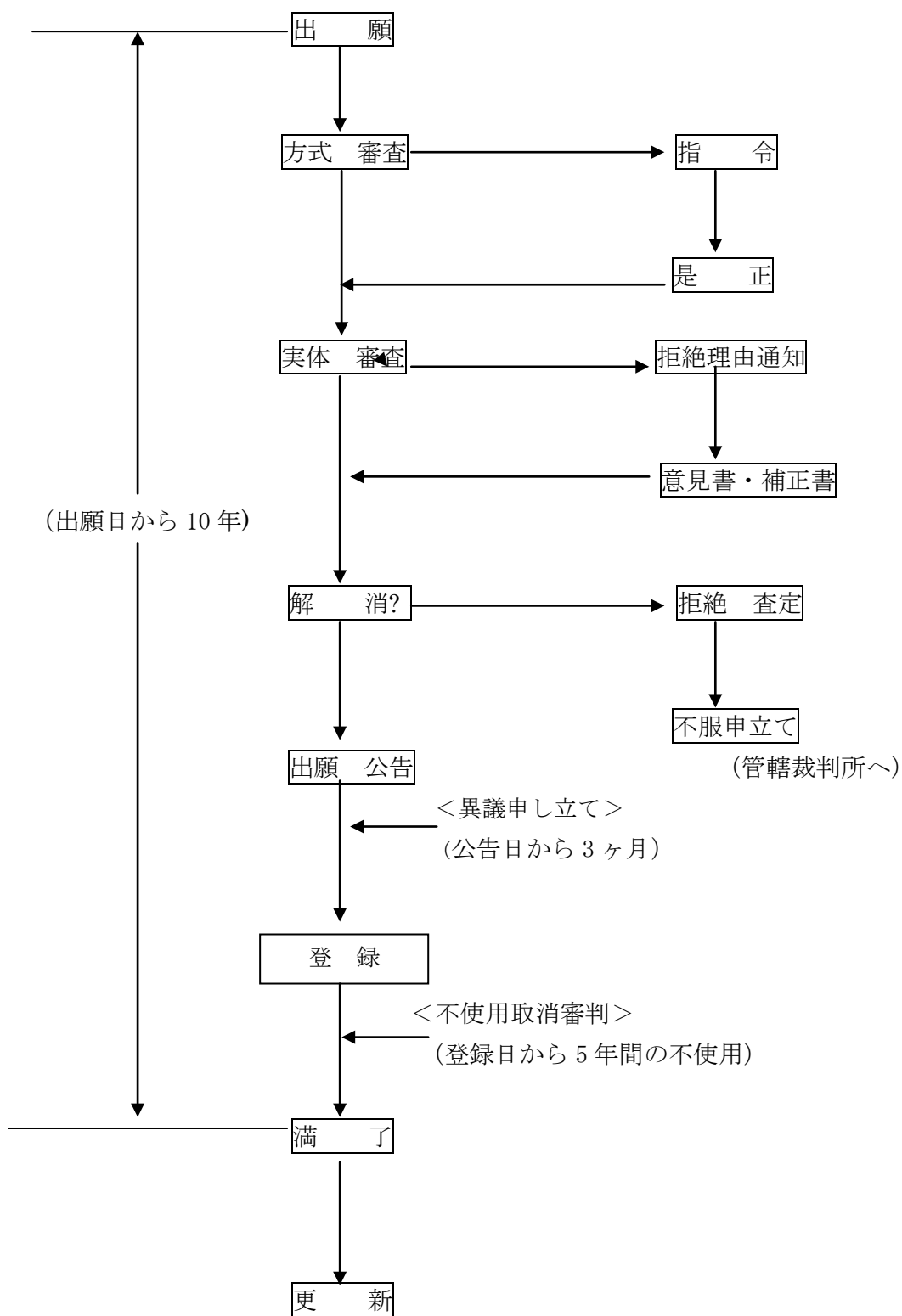
⑤異議申立人は出願人が提出した答弁書に対して更に弁駁書を提出することができます。

⑥これらの書類の提出後、登録官は異議の決定を行います。

(5) 不服申立てに関して

登録官の決定に対する不服は裁判所に申し立てることができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は出願日から 10 年間です。
- (2) 更新申請により 10 年毎に更新可能です。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時に使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、ある事業の商品又はサービスを、他の事業の商品又はサービスと識別することができるので、かつ、視覚的に表現可能な標識をいいます。

商品又は包装の（人名を含む）語、表示、デザイン、文字、符号、数字、図形要素、色彩、音（Sound mark）、匂い（Smell mark）、形状、及び当該標識の組み合わせは商標となり得ます。

12. 留意事項

(1) 出願形態

中国は標章の国際登録に関するマドリッド協定（Madrid Agreement）及びマドリッド協定の議定書（Madrid Protocol）の加盟国ですが、香港はいずれにも加盟しておりません。

従いまして、これらの国際登録により香港で商標の保護を受けることはできませんので留意して下さい。

(2) 商標の種類

通常の商標の他に以下の商標があります。

①連続商標（Series of mark）

商標の重要な部分が類似しており商標の同一性に実質的な影響を与えない要素だけが異なる商標のことです。商標が一つのシリーズを構成していること及びシリーズが 4 つ以下であることが必要です。

②証明商標（Certification mark）

使用される商品又はサービスが原産地、材料、サービスの提供方法等について商標権者によって証明されていることを表示する標識のことです。

③防護商標（Defensive mark）

香港において周知の登録商標であって、その指定商品・サービス以外の商品・サービスに他人が使用すると識別力を毀損するおそれがある場合に、当該おそれのある商品・サービスに登録を受けることができる商標です。

④団体商標（Collective mark）

ある団体の構成員が使用する商品、提供するサービスを他の企業の商品・サービスから識別するための商標です。

(3) 不使用による取消

登録商標が継続して3年使用されていない場合には、請求によりその登録が取り消される場合があります。

(4) ディスクレーマー (Disclaimer)

商標権に一定の制限（識別力のない部分は権利行使しないこと）が与えられることを条件として付与される商標登録のことです。一定の制限については公報に掲載されます。

(5) コンセント制度 (Letters of Consent)

出願に係る商標が先の他人の登録商標と抵触し拒絶された場合に、その他人から出願商標を登録することに同意する旨 (Letter of Consent) を入手して提出することにより、拒絶理由が撤回される制度で、香港において採用されております。

(6) 周知商標及び著名商標 (Well-known/Reputed Marks)

香港において周知な商標は、香港において登録又は使用されているか否かに拘わらず保護されます。例えば、

香港において登録されていない周知商標の所有者は、他人が周知商標と同一又は類似する商品等について同一又は類似する商標を使用することにより、混同を生じるおそれがある場合には、その使用の差止を請求することができます。